

昭和五年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)26117079

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 卷頭言 ■	階級闘争としての選挙闘争を……………	2
■ 現行憲法と平和革命 ……………	—— 科学的な社会主義の理論について(10) ——	3
■ 労戦再編成の現段階と官公労の再編 ……………	……………	8
■ “宣戦布告なき戦争”のなかで革命は前進 ……………	—— アフガニスタンの現状 ——	15
■ 資料 カルマル人民民主書記長のメッセージ ……………	—— 日本の労働者のみなさんへ ——	18
■ ◇富山県農協労からの報告◇ ……………	経営者がマイツタというまでたたかう ……………	20
■ 元氣にたたかいつづける新白砂電機のパート労働者 ……………	……………	7
■ 岩井 章・灰原茂雄編著	反合理化闘争の理論と実践	7
■ 七月中旬発行	定価未定	

旬刊 社会通信

NO. 198

一九八三年六月二日

一九八三年六月二日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■巻頭言■

階級闘争としての選挙闘争を

参議選は、いま熾烈にたたかわている。投票まで、あと、二週間をのこすにすぎない。たたかひの教訓を明らかにして、自民党、中曽根打倒のため、全力をつくしたい。

さきの統一地方選挙で保守攻防の天王山、北海道、福岡で、自民党は敗退した。その分析について「勝手連」代表等が、マスコミで発言し、政党離れ、労働組合離れを強調している。「無党派市民層こそ、いま、政治の主人公たるべきである。政党、労働組合では選挙はかてない」というのである。たしかに労働組合の力は驚くほど弱くなった。機関決定された候補者の名前すらわからない組合員が多くなってきた。これは戸別訪問すれば、ハッキリする。

しかし、このことは、選挙にかぎったことではない。「労働組合」が、生活と権利を守るという、その本来の機能を全面的に喪失してきた結果に外ならない。だから、「労働者の組織としての政治闘争はせめて、無党派市民運動でたたかおう」ということは、本末転倒も甚しい。階級闘争を否定する「市民運動」は、ファシズムの温床になる危険性をはらんでいる。

北海道、福岡の勝利は、決して、そんなうわついたものではない。この両地方とも、かつて、社会党知事が、革新県政を行っていた。保守堂垣内、亀井か、県道政を握ってから、労働者に対する凄じい弾圧がつづいた。特に、日教組に対する攻撃は熾烈をきわめた。北海道、福岡両教組とも、良くもまあ頑張ったと思うくらいにたたかっていた。組合人数の三倍もの行政弾圧、刑事弾圧をうけ、文字どおり、血みどろになり、鼻血を流してたたかってきたといつて良い。全日教組は、この両県に対し、年間百億に近い救援金を出し、それこそ、六〇万の団結で、支援してきた。

七〇年代、労働者のたたかひが衰退するなかで、福岡、北海道のたたかひの炎は、もえつづいてきた。主任制・人材確保法反対の日教組のたたかひの牽引県は、この両県であった。弾圧と反撃。たたかひのなかで、この両県は、着実に、組織人員を増やし、闘争力をつけてきた。反動県政打倒の執念を一人一人の労働者が、胸にもやしつづけてたたかってきた。

その結果が、とぼしい財布の中から、金を出しあい、選挙資金をつみため、こんどこそは、とたたかったのだ。強い組織は、柔軟なたたかひかたをする。組織労働者はしっかりと、裏方の役割りをする。無党派市民層が、華やかな舞台に出ることは、まことに結構なことだ。このようにして、両県とも勝ったのだ。

まさに、毎日、毎日の職場闘争、反合理化闘争で、きたえぬかれた労働者こそ、反独占、反自民の国民各層を結集する中核となり得るのだ。このことを全道労協、福岡県評は、みごとに立証したといつて良い。

この数年、全総評は、そんなたたかひをしてこなかった。日常の闘争を放棄し、逃避し八三年政治決戦の卡拉念仏をとなえつづけてきた。ブルジョア、独占資本とたたかう選挙闘争は、階級闘争なのだ。日常的労働者の階級闘争の高揚なくして、選挙だけで勝利することなど、あり得ないことは、三歳の童子でも知っている。

総評指導部はこのアヤマチを犯してきた。しかし、われわれは、たたかってきた。総評指導部を批判したたかってきた。その力を、北海道、福岡のように、社会党勝利のため結集しよう。批判は勝利により現実の力となる。

現行憲法と平和革命

— 科学的な社会主義の理論について(十) —

自衛隊は憲法違反

現行憲法第九条には「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と定められている。

自民党・財界の「防衛政策」も、日米安保条約も、自衛隊の存在そのものも、憲法に違反していることは一目瞭然である。

中曽根首相が、アジアでも「限定核戦争構想」をもつ「運命共同体」の盟主・レーガンと協力して、「四」海峡を封鎖し列島を「不沈空母」にしてまで推進しようとしている集団的「自衛」戦争計画と軍備拡大の軍国主義路線ともなると、いよいよ糊塗するべくもなくな憲法に違反することは、小学生の目にも分る。自民党が憲法「改正」案を具体化し、中曽根が「行政改革」の後に新しい「立派な憲法を安置する」プログラムをもってのるのも、その意味では当然であろう。

基本的人権も邪魔物あつかい

中曽根・自民党にとって憲法のなかで邪魔になるのは第九条だけではない。第十一条の「基本的人権の享有」、第十三条の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」、第十八条の「奴隷的拘束」の禁止、第十九条の「思想及び良心の自由」、第二十条の「信教の自由」、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。何人も宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」、第二十一条の「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」、「検閲」の禁止、「通信の秘密」の不可侵、第二十三条の「学問の自由」、第二十八条の「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利」等々の民主主義的条項のことごとくが邪魔に感じられるようになってきている。

この改悪を許すことが、国民の未来にとって何を意味するかは、あらためて論ずるまでもない。

ここでは社会主義への過程において、平和革命の条件が消失してしまうことだけを述べるところにとどめる。

「自衛隊解体」「日米安保破棄」こそ現憲法の実現

社会党の「国民統一の基本綱領」は「自衛隊の解体」の項で次のように規定している。

「国民連合政府は、違憲の自衛隊の解体をはかるが、その実現のためには、一定の時間と手続を必要とすることはやむを得ない。」

この過程に当たっては、(イ)国民世論の動向、(ロ)平和中立外交の進展の度合、(ハ)国民連合政府の安定度、(ニ)自衛隊の掌握度を勘案しながら進めるが、第一義的には国民世論の支持の度合が最大の要素となるであろう。

国民連合政府は、したがって自衛隊の解体にあたっては、退職後の生活を保障するため退職金の改善や再就職のあっせん、職業転換教育の実施など政府の責任で行う。また希望者は別に創設される「平和国土建設隊」にうけいれる。」

「安保廃棄・平和中立の実現」の項では次のように述べている。

「国民連合政府は広汎な国民運動を背景として、先ず世界各国に「平和中立の宣言」を通告してその支持を求め、米国にもその方針を示して、日米安保条約および日米防衛援助協定(MSA)などの廃棄を通告する。

日米安保条約を廃棄することは米国を敵とするものでないことはもちろん、むしろ日米の関係を正常化し、真の友好親善を深める意味を持つものである。国民連合政府の成立の前後を問わず、われわれは米国政府と米国民に対しこの点につき理解を求めめるための努力を怠たつてはならない。」

これらに続いて「積極的な平和外交」の項では「日米安保条約の解消と平和中立の日本の実現と併行して、国民連合政府は米国を含む諸外国と平和五原則に基く積極的な外交活動を進める」と述べている。

国民連合政府は、独占資本とその自民党にとっていまや邪魔になり桎梏と化している現行憲法を、勤労国民の力で護り、文字通り実現するための政府である。

自衛隊の解体も、日米安保条約の廃棄も、現憲法を実現することにはかならない。つまり社会主義政権以前の政府の課題である。

「自衛隊解体」は困難な課題

自衛隊の解体は、平和革命にとって決定的な意義をもっているが、しかしまた日米安保条約の廃棄等々の課題にくらべて、もっとも大きな困難をともなっている。その困難は、自衛隊が強化されればされるほど大きくなる。「シビリアン・コントロール」もそれだけむづかしくなる。

クーデターの発生を許さないように解体をすすめるためには、「国民統一の基本綱領」が述べているように、四つの条件を勘案しながら「一定の時間と手続」をとってすすめる以外にないであろう。「自衛隊の掌握度」のなかには主体的な教育等の働きかけや反動的幹部の交替ばかりでなく、客観的条件の変化にともなう自衛隊員の動揺や意識の変化も含まれるであろう。「国民連合政府の安定度」の基礎には、労働者階級をはじめとする勤労国民の組織された力、反独占国民戦線の力量の強弱があるであろう。別に「警察・司法の民主化」等も規定されているが、これらがどの程度に進められているかも、「国民連合政府の安定度」に含まれるであろう。また述べられているように、退職後のよりよい職場条件への再就職など、生活保障を「政府の責任で行う」ことも不可欠であろう。

平和革命の最良の憲法

こうして、今日の日本の憲法は権力の平和的移行にとって、ブルジョア憲法のなかで最

良の憲法であるということが出来る。ブルジョア憲法を護り真に実現することによって、ブルジョアジーの独裁の最大の暴力機関を解体することができる。この憲法を実現する真実に民主主義的な政府のもとでのみ、社会主義政権を実現しうる非武力的闘争条件が完備される。

帝国主義段階にある日本であっても、常備軍を解体し、エンゲルスが述べているような「国民代表機関が自己の手中に全権力を集中し、国民の多数の支持をえさえすれば憲法上欲することができる国々」として、「古い社会は新しい社会に平和的に成長する」(『エルフルト綱領草案批判』、新潮社版マルクス・エンゲルス選集9 一六三頁)ことができる条件が整備される。これは「プロレタリアートの独裁のための特有な形態でさえある」(同上、一六四頁)。それはつまりエンゲルスのいうように「プロレタリアートとブルジョアジーとの最後の決定的闘争がそこでのみ闘い抜かれることができる国家形態」(『家族、私有財産と国家の起源』同上 一二九頁)なのである。

このようにして、国民連合政府のもとでは、平和を守り、民主主義を拡充し、勤労国民の諸権利を拡大し、生活を守り向上させる闘いは、憲法を護り実現する闘いとして、独占資本との「最後の決定的闘争」が「闘い抜かれる」ことになる。この階級闘争の頂点において、独占資本を孤立化させ、「自衛隊の解体」、「大企業と結びついている高級官僚組織の改革」、「警察・司法の民主化」、「金権政治の打破」等の民主的改革が進められることによつてはじめて、ブルジョアジーの独裁からプロレタリアートの独裁へ、言いかえると資本主義から社会主義的民主主義へ飛躍をとげ、「古い社会は新しい社会に平和的に成長する」ことができる。

現憲法はブルジョア的限界をもつ

現憲法はこのように、平和革命を必然的にする諸条件を整備するためにも、それを担う主体的条件をつくりあげるためにも、かけがえのない憲法であつて、改悪を許すことは断じてできないが、あくまでも資本主義憲法であつて、その徹底した実現によつてそのまま社会主義の建設が開始されることにはならない。

第二十九条一項には「財産権は、これを侵してはならない」と規定している。これによつて大資本家による生産手段の私有は基本的に守られており、その三項で「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」としているものの、これは部分的、特殊なものにすぎない。前号でもみたように、そもそも「正当な補償の下に」独占資本全体を買収することなど不可能事である。独占資本は原則として収奪してはならないものとして保護されているのである。つまり資本主義のわくがはめられているのである。

生産手段が特定の少数の人に所有され、一方では労働力を売る以外に生活するすべのない多数の人々が、賃金労働者として雇用され、労働力が商品となつてゐる資本主義社会においては、失業をまったくすることは決してできない。労働力市場において、労働力商品が常に過剰に存在しなくては、労働運動のあるところ需要・供給の関係により、その価格(賃金)が高騰して、利潤を消滅させ、資本主義的経営を不可能にするからである。つまり失業(過剰人口または産業予備軍)は、資本主義の存続にとって必要不可欠であり、そのためにこそ資本主義の内部機構自身によつて、生産されるものなのである。自然的な

口が減少している国においてさえ、資本の有機的組成の高度化を基礎とする資本主義的合理化によって、過剰人口はたえずつくりだされる。

生産手段の資本主義的私有によって、労働力が商品であるということは、その売買契約（雇用契約）において、資本家（大株主や経営者）側には、買いたくない商品は、買わないでよいという自由が、基本的に認められていることを意味する。これは憲法にも保障されている。

衆議院法制局の見解によると、第二十二一条一項では職業選択の自由が保障されているが、ここには営業（活動）の自由、したがって資本主義的経営の自由が含まれている。第二十九一条一項の財産権は侵してはならないとするなかには、財産権の行使の自由が含まれている。この二つの条項によって、事業主の解雇権（労働者の首を切る権利）が基本的に守られている。新規採用を縮減することは、もとより事業主のまったくの自由である（雇用縮減の自由）。

だからこそ、労働基準法においても、「使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後三十日間、並びに産前産後の女子が：規定によって休業する期間及びその後三十日間は解雇してはならない」（第一九条）と、ごく特殊な場合に限って解雇を制限しているだけであり、原則的には、「少くとも三十日前にその予告をし」（第二〇条）さえすれば、解雇できることになっている。

一方第二十五条では、すべての国民は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（生存権）を有し、第二十七条では「勤労の権利」を有するものとされている。しかしこれらの規定も、資本家が解雇権や雇用縮減の自由をもっていることによって、実質的な内容のきわめて貧弱なものにさせられている。

とはいえ他方では第十二条において、権利は「濫用してはならない」とされている。われわれはこの規定と、生存権と勤労権の規定にもとづき、解雇権の濫用に制限を加えることができる。このような解雇制限は、労働者階級のたたかひの発展によって、その範囲と内容がある程度まで拡大していくことが可能である。

しかし主要な生産手段の独占資本による私有が、「侵してはならない」として守られ、解雇権や雇用縮減の自由が基本的に保障されているままでは、失業のない社会つまり社会主義社会を建設することは不可能である。

改憲阻止の歴史的意義と社会主義

『日本における社会主義への道』は、第二十七回党大会において次のように「補強修正」されている。

「現憲法は私有財産権の制限その他多くの民主的諸規定を含んでおり、われわれは、それを社会主義への平和的移行の大きな条件として評価することができる。しかし、社会主義への変革の一定段階で社会経済体制が現憲法のワクを破って発展してゆくことは必然である。したがって、現憲法は権力を掌握して変革を完遂する全過程において社会の規範たることはできない。」

先にみたように、社会主義政権の樹立は現憲法によってこそ平和的に可能かつ必然となるが、社会主義経済の建設はこのままでは不可能であるというのである。

このことは、われわれが直面している現憲法擁護、改憲阻止のたたかいの意義を少しも弱めるものではない。逆である。もし独占資本と自民党が構想しているような憲法の改悪がなされれば、社会の平和的な成長の条件は消失することを意味する。

今日の護憲か改憲かの問題は、民主主義かファシズムかの問題である。平和主義か軍国主義かの問題である。つまり自民党による改憲の道は、かつての暗澹たる時代への逆行である。

この改憲を阻止し現憲法を護りぬくことに成功してはじめて、勤労国民はやがて真実に社会の主人公となって、独占資本の支配のない新しい社会を切り拓く、よりいっそう国民のための憲法を具体的な課題とすることが出来る。それは失業も搾取もない社会の憲法であるがゆえに、国民の諸権利と人間的自由と平等とが真に拡充され、民主主義が飛躍的に拡大される内容となる。

こうして、独占資本の意図する改憲は、反動と歴史的逆行を意味し、それと対照的に現憲法を護りぬき実現した後の国民による将来の憲法は、進歩と歴史的発展を約束するものとなる。

元気にたたかい続ける新白砂電機のパート労働者

本誌第一九四号で紹介した新白砂電機に働くパート労働者（愛知県）はその後も元気にたたかいつづけている。彼女たちの変貌ぶりを寄せてもらったので紹介したい。

そこで、新白砂電機のみなさんは元気にたたかいつづけています。三月の身分保全仮処分申請につづいて五月十一日には同じく名古屋地裁に「パートタイマーという理由で、正社員と比べ賃金差別をするのは同一労働同一賃金の原則を定めた労働基準法や憲法に違反している」という趣旨の賃金差別の訴訟をおこしました。

この訴訟を機にマス・コミにも報道されたために、彼女らのたたかいには大きな反響があり、五月中だけですでに五〇通もの激励の手紙がよせられています。ほとんどが、同じ低賃金と労働強化に悩むパート労働者の仲間たちからで、いかにパート化、下請化の合理化が全国で強行されているかを実感させられています。

また、彼女ら自身も、この間、ずいぶん成長しました。まず毎日の新聞で目につく婦人や働く仲間のたたかいの記事を切り抜いて持ちよるようなこともできはじめました。新聞など、読んだこともなかったのに。

四月の選挙では社会党候補の応援に組織的に出かけたり、生まれて初めてテレビの選挙速報を見て「あんなにおもしろいことが、以前からやっていたとは知らなかった」という話にもなりました。

五月の、働く婦人の中央集会に出かけたり二月の全国青年団結集会ばかりでなく、岐阜県、愛知県下では三〇ヶ所で開かれた「まなぶ講演会」に出席してアピールしたりしています。

いづれも初めての経験ばかりですが、そのなかで、たくましいたたかう婦人労働者一人ひとりがかわりつつあります。

労戦再編成の現段階と官公労の再編

総評は積極参加の方針

総評八三年度運動方針作成の討議資料は、労戦「統一」問題への方針をこう示している。

- 「① 昨年定期大会で提起した「労働戦線統一綱領」草案を本大会で採択し、今後の労働戦線統一問題の指針とする。
- ② 発足した全労協については、その政策、活動が全労働者の期待に応えるものとなるよう、加盟単産は努力する。同時に未加盟の民間単産の参加を促進する。
- ③ 地域については、現在の地域組織の合意形成がなるまで性急に全労協の地域組織結成を求めず、当面、地域における団体間の共闘を重視する。
- ④ 官公労の統一を展望して、当面共通課題での共闘と話し合いの場を設定する。
- ⑤ 四団体共闘をさらに強め、全労協なども含めた幅広い共闘を追求する。」
- ようするに、積極的に推進するとの姿勢である。

日経連・JICは総評解体をねらう

今春闘は全労協発足最初の春闘であった。その結果については本誌でくり返し述べた。全労協について注目される発言は、日経連の事務局の「中間総括」、そして自動車総連・塩路会長の中央委でのあいさつだ。

日経連事務局の「中間総括」は、「大満足」とこう述べている。

「経済環境とは別に、昨年十二月、四十一単産・四百二十万人を集結してスタートした全労協の動向も注目された。／とくに、今年三月中旬に全労協に加盟した私鉄総連は、賃上げ交渉のヤマ場を、全労協やIMF・JIC（金属労協）の時期に合わせることを決め、実行した。私鉄総連は従来、総評・官公労のヤマ場に合せた戦術をとってきたが、今年はその改めた。全労協が発足して半年たらず、わずかな間にそれだけの成果をあげたといえようが、こうした事実からも来年以降の全労協の動向は注目に値する。すなわち、それは今年よりもっと主導権をもつ、そういう形で賃金交渉に参入してくるのではないか、とわれわれは予測するのである」（日経連タイムス、八三・五・一一）。

また塩路は「私鉄を官公労から切り離したことが最大の特徴」とこう述べた。

「全労協との関連で、私鉄総連はかなり努力したし健闘した。一次回答を四月一三日に提案し、とくにストを四月一七日にセットしたというのは全労協結成下の賃金闘争の最大の特徴。経営者は全労協に加盟した組合に対して相当の配慮をした。労使双方がストをしないで本音で交渉したことは大いに評価すべきだ」

この全労協は、現在政策問題について事務局草案をつくり、(1)すべてのエネルギー資源の開発、(2)行革の推進、(3)農業の切り捨てをその中心にすえようとしている。その全労協に、総評はなだれ込もうとしている。現段階の特徴、今後の再編成問題の要点について考えてみたい。

現段階の四つの特徴

現段階の特徴は次のとおりである。

一、総評指導部の事実上の「不信認」の事態の進行。

総評指導部は全民労協参加にあたり、当初、「統一対応」を決めた。しかし、全造船、ホテル労連、全国一般、炭労の四単産は参加を決めることができず、次期大会にもちこされた。この背後には(1)統一準備会に参加を申請した第三陣三単産(全国一般、全造船、全海連)が三ヶ月ちかくもタナざらしにされたこと、(2)一月一日の全民労協発足に際して、総評が「基本構想」を容認したこと、(3)不況の深化にともなって全民労協がたたかわない体質をはやくも露呈しはじめたことがあった。

二、左派の予想をこえる反撃

全造船、全国一般、ホテル労連、炭労の四単産が決論を先のばししたのは、単産指導部が不参加を決意したからではない。参加したくてもできなかったのが真相である。参加を決定した私鉄、全金、紙バ労連でも「反対・保留」は二五〜四〇%にまで達した。これら左派の仲間をあげましたが、総評三顧問が提唱する「労研センター」である。その「労研センター」も、総評指導部の妨害工作にもかかわらず、三月一日、結成総会を開いた。

三、総評の「解体」「分断」の進行

総評が「基本構想」にもとづく労戦再編成を認め、促進したことによって、(1)官公労と民間がまず分断され、(2)民間組合も「分断」されることとなった。第一陣五単産は「基本構想」大賛成のグループであり、第二陣は「補強意見」をもつ組合である。ここに、民間組合の分断の第一がある。第二は参加を見送った四単産と参加組合、第三は、参加反対を決定している全港湾、統一労組懇系三単産(運輸一般、全日自労、日本医労協)、第四に決断をくだせないでいる組合にである。こうして総評はバラバラになった。「解体」の進行でなくしてなんであらうか。

四、真因は総評の思想的後退。

総評が「基本構想」を容認したことは、総評指導部が第二組合、同盟・J.Cに合流しはじめたことを意味する。したがって、第三に指摘した「総評の「解体」と「分断」の進行」とともに、右翼的再編成のヘゲモニーが同盟・J.Cにあることが明らかとなる。私鉄総連の田村書記長が総評の拡大評議員会で「われ敗れたりの心境だ」と述べたことはあまりにも有名ではなしだし、参加を決めた大会でも「同盟・J.Cの主導権は否定しない。彼らは数が多く、入っていかなければ状況はますます悪くなる」と答弁したように、「中に入って改革を」が、労働組合の本質を忘れ、動揺した総評の大勢になりつつある。つまり、楨枝議長という「ナダレ込み」である。「ナダレ込」んで、「改革」できるか。

なだれ込んで改革はできない

結論は「否」である。総評の「解体」「分断」が促進されるだけである。理由は二つある。

第一は、客観情勢である。総評は結成大会から第二回大会までのわずか一年間で「ニワトリからアヒルへ」の大転換をとげた。この夢を今追うことは自殺行為である。第一に、

当時独占は尻抜け状態であった。職場から労働者を支配する実力はなかった。第二に、労働者階級はいわば「星雲状況」にあり、職場からの抵抗闘争が沸きたつ傾向にあった。第三に、左派社会党が「平和三(四)原則」を決め、総評の若き活動家たちに指針を指示したことである。残念ながら現在はこうした状況にはない。

第二は、主体的情勢である。総評は労働組合の「民主化運動」の総結集体として形成された。当時、労働運動の最大の課題は、共産党の組合民主主義の否定から組合民主主義を回復することであった。総評が結成当時「反共」的色彩を表面的に色濃くもっていたのもそのゆえであった。しかし、現在の全労協は、当時の反共主義の比ではない。選別が最大の論争点になったことにも明らかであるし、何よりも彼らは職場支配に自信を深めた独占の「道具」として行動している。

二つめに、全労協の量、質についてである。まず量からみよう。全活動人員は四八〇万人、うち同盟一九三・七万人(四〇・二%)、中立労連一一二・八万人(二三・三%)、総評九四・四万人(一九・六%)であり、数のうえで総評は問題にならぬ。このことは産業別にも明らかである。J.C、J.A.Fだけで全組織人員のじつに七〇%以上を占めているからである。こうした事実のうえに、全労協は「活動方針」で「多数決」を決めている。

質的にはどうか。かつての「民同運動」は玉石混交であった。しかし、現在は参加した組合の指導部は「玉」ではなく「石」ばかりである。「玉」は全港灣のように反対の立場に終始した。共産党の前衛政党らしからぬ指導が全労協の「ダラ幹」を激励した。「基本構想」に疑問を感じぬ総評指導部には「ニワトリからアヒルへ」の転換は求めようがない。したがって「中に入って改革を」「ナダレ込みで多数派を、そして主導権の回復を」も、たんなる個人の問題にしかない。質、つまり労働運動の路線とは無縁といわざるをえない。

「ダラ幹」たちは労働者の生活よりも個人の「名誉」を先におく。質が同じならば量がすべてを決定する。民間部門で総評はぜんぜん問題にならぬ。発言権はない。官公労が合同して秤りはつり合う。官公労再編を榎枝氏が強調する背景である。

官公労再編で総評は消えてなくなる

今後の最大の焦点はこうして官公労再編問題のゆくえに凝結される。「基本構想」を前提にした「労戦統一綱領(草案)」がすでに各単産の委員長・書記長を網羅して作成され、今年の定期大会で決定されようとしている。これには「たたかう」総評の伝統はない。さらに榎枝氏は「日経連タイムス」(八三年元旦号)で官公労再編への意気込みを次のように述べている。

「民間の方はここまでできたのですから官公労もおくればせながらというか、今年の春闘なり政治決戦といわれている六月選挙が終った段階で、官公労の統一準備会というふうなものを、発足させることの水面下の話し合いも少ししようかと思っっているんです」しかも、ごていねいに総評の譲歩までに約して恥としないのである。

「私は、こういう労働戦線統一にしろ、何にしろ、一緒になっていこうというときには、大きいところが謙虚になり、大らかにならないことにはできないと思うんです」たたかう前にすでに負けているというのはこのことだろう。同席した宇佐美同盟会長、

堅山全民労協議長、松崎日経連専務理事は、榎枝氏の人の好きに驚嘆したにちがいない。榎枝氏の「構想」どおりに官公労が再編成されれば総評は消えてなくなる。

行革、労戦、軍備増強、改憲は一体

「行革」、労戦再編成を自民党、同盟・JCはどうみているか。これが最大の問題となる。彼らは、「行革」を階級的労働運動を日本列島から撲滅する千載一遇の機会と位置づけているからである。

「行革」について、中曽根はこう述べている。

「行革大戦争は日露戦争以来の大きな戦争だ。抜刀隊で一気に切り込んでやれるものではない。潮が満ちてくるようにジワジワ進めていくのが肝心」（八二年五月、経団連総会でのあいさつ）。

「まず、行政改革を断行しよう。この大きな仕事が失敗したら、教育の改革もできなくなる。防衛の問題もダメになる。いわんや憲法を作る力はダメになってしまう。行革で大掃除をして、お座敷をきれいにし、そして立派な憲法を安置する。これがわれわれのコースであると考えておる」（八二年五月、生長の家講演会）。

「行革で大掃除をして、お座敷をきれいにし、そして立派な憲法を安置する」ことが、「行革」のねらいだという。しかもこの、「大掃除」は「抜刀隊で一気に切り込んでやれるものではない」から、「潮が満ちてくるようにジワジワ進めていくのが肝心」と自らを戒めている。

独占・政府自民党のねらいはおおびらに軍需生産をおこない、自衛隊を合法化するこゝとである。そのためには、憲法改「正」が必要となる。現憲法は、自民党憲法調査会第四分科会主査の森清氏が正直に語っているように、「九条の文脈を素直に読めば、違憲と受けとる」のが「当然」（『朝日』、八二年六月十八日付「論壇」）だからである。ところが明文改憲の条件はまだない。護憲勢力の支柱である社会党・総評ブロック、とりわけ階級的労働運動の機関車であり、日本労働運動の旗手である国労、自治労、日教組が健在であるからだ。そこで、改憲への条件づくりのためには「護憲勢力の一掃」が必要になり、それが「大掃除をして、お座敷をきれいに」することだといわせるのである。

「行革」はだれを攻撃しているか。全勤労諸社会層である。だれに主要な攻撃がかけられているか。総評の最強組合、国労である。そして自治労、日教組である。労戦再編成と「行革」はここで一致する。したがって右翼的労戦再編論者は、臨時行政調査会「基本答申」と統一推進会「基本構想」を車の両輪とみなし、「行革」を階級的労働運動を孤立化させるチャンスと位置づける。

「宇佐美　しかし、中川さん、実際問題として官公労分野が全的統一でお互いに一致してやりましょうと。どのくらいの……、四、五年でできるような状況かね。

中川　わからんな。私も責任もてないから……。

中村　第二臨調で行政改革をどんどん進めていけば変わるかもしれない。

中川　いらんことをいうな」（『労働戦線統一推進会議事録』三二頁）。

もっと露骨で真正面から総評に挑戦しているのが、同盟の「八三・四年度運動方針」である。右翼的労戦再編成と官公労運動についてこうある。

「われわれは、官公労働の民主化を精力的に進めなければならない。民間における新しい結集への動きは、すでに行き詰まりつつある官公労働運動に、衝撃を与えずにはおかない。それは官公労働内部の良識ある人々をゆり動かし、やがて大きな胎動となるであろう。官公運動の民主化、これが全的統一への前進である」。

解説などは不要であろう。こうしてわれわれは、独占・政府自民党と右翼再編論者のゆ着ぶりに改めて驚ろかされるのである。したがって、労戦再編成には賛成だが、「行革」、軍拡、憲法改悪には反対だとか、労戦再編成、「国民のための」行政改革には賛成だが軍拡、憲法改悪には反対だ、といった態度は全面的にたださなければならぬのである。

さらに造船重機労連会長であり、同盟副会長でもある金杉臨調委員は、総評への増悪をむきだしにし、次のように語っている。

「答申を、軽々に財界主導、軍事拡大、福祉の切り捨てなどということは無責任だ。よく内容を読めばそんなことはいえないと思う。今回の答申は、ギリギリ及第点。同盟の方針が一〇〇%入れられたわけではないが、かなりの意見が採用され、生かされている……」。

また、行革の先頭に立つのは官公労働者である。民間でいえば、労使が一致してやらなければ合理化ができないように、官公労と政府が行革を進めていくことが大事なポイントだ。そして、これが官公労働の民主化闘争にもつながっていく（『同盟新聞』、八二年八月六日）。

同盟の理念は「三反主義」（反資本主義、反ファシズム、反共産主義）である。反資本主義、反ファシズムは看板だけ、「反共」がその実態だ。わが国を「西側の一員」と位置づけ、「自由主義社会を守る」ために、「防衛力整備」という名で軍備増強を方針に掲げ、「不況克服は軍需で」と、独占顔負けの主張がとびだすのもこのゆえである。これによって、同盟といっしょにやれようか。

さらに、同盟は先にもみたことであるが、「これ（行革）が官公労働運動の民主化闘争につながっていく」と総評指導部をあざわらっている。それでも総評は同盟に求愛しつつけているのであるから、同盟に馬鹿にされっぱなしなのも残念ながら当然なのである。

この発言に、全港湾、国労の代議員は強く反撃した。だが、総評指導部からはなんの反論も聞かれなかった。鉄鋼労連八三年度運動方針にも次のような叙述がある。

「民間産業は二度にわたる石油危機のなかで、血のにじむような努力を重ね続けています。競争の激しさを知らない公的部門が生産性向上の努力を忘れ、国民に不当な負担を強いることは、絶対に容認できるものではありません」。

「鉄鋼労連は、……公平の原則に立ち、聖域を設けず国民のため速かに実効を期すよう、強く求める努力を継続していきます」。

マルクス・エンゲルスの言葉を借りるまでもなく、労働組合の基本的役割は「労働者間の競争」を排除することである。鉄鋼労連、同盟、J Cの指導者は労働者を競争にかりたてる。「公的部門」は競争を知らんと非難する。こうした輩をどうして組合役員として、労働者としてあつかえるだろうか。労戦再編成に組みすることは、総評が彼らの軍門にくだることを意味する。

官公労再編と総評の「解体」

敵はこうして総評が官公労再編に動くことを待ち受けている。マキさんトミさんは「虎穴に入らずんば虎兇をえず」と気負っているのだろうが、「ミイラとりがミイラになる」ことは必然である。その理由はすでに述べたことによって明らかなのであるが、さらにいえば次の理由からである。

総評の官公労再編の働きかけは、榎枝氏の「日経連タイムス」「社会労働評論」（三月号）の発言や全電通の山岸委員長長の「橋渡し役」発言にみられるように、(1)官公労統一準備会（あるいは公企労懇）の提起、(2)方針は「労戦統一綱領（草案）」でということになる。そのとき同盟は当然「基本構想」を対置するであろうし、それよりも、「その条件は熟していない」と引き延ばしをはかるだろう。他方、総評は「どんな条件なら受け入れてくれるのか」と、同盟に拝跪しよう。あとは、全民労協結成にいたる全経過が官公労の場で再現されるだけである。しかし、その事態の本質は民間の比ではない。

もし、官公労統一準備会がつくられれば、総評には次のような対立が生まれる。

第一、単産間の対立。全電通は「基本構想」、全民労協に全面賛成。国労、自治労、日教組、全林野等は反対である。これまで、労戦再編成は官公労にとっていわば「外」の問題だった。今後は官公労の路線の問題となる。単産間の対立は内部矛盾から「敵対」矛盾にまで発展し、さらに激しいものとなる。

第二、単産内部の対立。榎枝氏が右寄り路線を突走るのは社党協右派に身柄をあずけているからといわれ、富塚氏が榎枝氏と同じことを企図しているながらもジグザグしているかのようにみえるのは国労社党協が総体として左派的色彩が強いことによるものである。しかし、ここでも官公労統一準備会がつくられ、論議が始まるや否や、日教組、自治労、国労等の社党協の分化傾向は促進され、それは他単産にも波及することとなる。

総評の自壊作用は加速する。同盟・J.C（全民労協）、統一労組懇はこれ待たず。統一労組懇が十中総決議からはなれ、こんにち総評からの分裂を強調しないものこのゆえである。

官公労再編成と三つのケース

こうして、当面の論議の焦点は二つとなる。

第一、官公労統一準備会をつくる是非について。

(1)総評指導部はこういだろう。総評が主導権をとれる官公労の再編で「基本構想」は真に修正できる。だから「なだれ込み」を、と。さらに中曽根反動政府打倒、反ファシズムの大義のためにと。

(2)全電通は論外として、単産幹部はこういだろう。ここまできたら流れをわれわれの方に変えることが必要である。そのためには「ナダレ込み」もやむをえない、と。

(3)われわれはこう主張する。「官公労統一準備会をつくらせてはならない」と。それはなぜか。

総評が官公労統一準備会をつくることを前提に作成したのが「労戦統一綱領（草案）」

である。この「綱領」は「基本構想」を前提にしている。官公労統一準備会がつくられたとき、三つのケースが想定される。

- (1)「労戦統一綱領」がそのままのとき。この場合、総評のたたかう伝統は全面的に否定され総評は解体せざるをえない。
- (2)「労戦統一綱領」が一部修正されたとき。この場合、先の榎枝氏の発言にもあるように、総評指導部は「寛大の精神」を発揮し、解体はとまらない。
- (3)「労戦統一綱領」が全面修正されたとき。この場合、総評は存続し全民労協を無力化できる。

官公労再編成とわれわれの任務

かくして、われわれは、当面するわれわれの任務は次のようにいうことができる。

- (1)基本構想の反動性を「行革」、政治反動（予算、改憲策動、軍備増強）との関連で再学習すること。
- (2)「労戦統一綱領」の抽象性を勉強と批判から真に具体的に正しい方針に変えること。
- (3)「統一綱領」全面修正への努力は必要だが、それ以上に大衆運動の高揚への努力を払うこと。これだけが七〇年代前半の再編論の挫折に示されたように、真に総評を守る力となるからである。

◇ 編集部だより ◇

▽五月三〇日、日本・アフガニスタン友好協会の三人のアフガニスタン訪問の報告を聞いた。「宣戦布告なき戦争」のなかで、新しい国づくりに全力をつくすアフガニスタン人民の生き生きとした姿にふれる思いであった。機会をみて、訪問記を寄せていただきたいものだと考えている。

▽参院選がはじまった。歴史的にきわめて重要な選挙である。「風見鶏」はこの選挙結果を、みずからの信任と、改憲への歩みをより早めることが予想されるからだ。自民党は選挙戦でその正体を隠すことに全力をあげよう。中曽根の本質を暴露することが重要である。

▽本誌も発刊以来、七年目を迎える。七月には「旬刊社会通信」は二〇〇号となる。これを記念して、岩井さん、灰原さんの編著で単行本「反合理化闘争の理論と実践」の発行を企画している。活動家、労働者に問われることは何か、それをどうたたかうかに焦点をあてている。ぜひ、ご購入をお願いしたいと思う。

▽今年に入って連載している「科学的な社会主義の理論について」もはやくも十回を重ねた。マルクス没百年の今年、マルクスはおおいに論じられたが、その多くはマルクスの核心を否定するものだった。ぜひ、本誌の連載から正しいマルクスの理論を学習していただきたいと思う。

“宣戦布告なき戦争”のなかで革命は前進

— アフガニスタンの現状 —

つづく中傷と誹謗

アフガニスタンへの中傷・誹謗がつづいている。最近の新聞報道に例をとればこうである。

(1)「当地の西側外交筋が十日明らかにしたところによると、アフガニスタン西部の都市ヘラート付近で今月初め、ソ連軍とアフガニスタン政府軍が反政府ゲリラを爆撃した際、市民数千人が死亡した」(五月一日、毎日、ニューデリー発)

(2)「カブールでは二年間で政府の秘密警察が異様なほど拡充した。今や国家の中の国家どころか秘密警察そのものだ」(五月一日、読売、AFP電)

(3)「国境の町ベシヤワル(パキスタン)から伝えられた『証言』によると、アフガニスタンのカルマル政権下で秘密警察(KHAE)の政治犯虐待がひどくなる一方で、首都カブールだけでも約三万人が獄につながれ、毎日四十人近くが処刑されているという」(四月一日、読売、ニューデリー発)

その他、(1)カブール市街から一歩出ればゲリラの襲撃、(2)肉の値段は二年間に三倍になり、生活は悪化の一途、(3)難民は四〇〇万人に達した、(4)テロが相次いでいる等々、の記事である。

「真偽は疑問」とも報道

これまでもカルマル死亡の記事が何度も新聞紙上にあらわれた。商業紙はカンボジアのポル・ポト一派の大量虐殺を一部の記者を除き、最後まで認めなかった。そして、その事実が明らかにされるや口をつぐんでしまった。エネルギー、石油の問題でもそうだった。毎日のように、明日にでも石油が枯渇するかの記事を流しつづけた。そして今、「石油は過剰」の記事を流しつづけている。一顧の反省もなしに。

最近のアフガニスタン報道にもかかわらずのカンボジアでの井川、本多記者のように少しづつ事実を正確にみようとの姿勢があらわれはじめた。たとえば、五月四日付の朝日は、「アフガン、飛びかう虐殺報道——裏付けなく信頼度疑問」との見出しで——

「ソ連・政府軍による大虐殺行為の情報の出所は、大きくわけて①パキスタンのベシヤワルにある反政府ゲリラや難民②在アフガニスタン外交筋③カブールと定期航空便があり、亡命アフガニスタン人のいるニューデリー④反共イスラム教徒筋など。ゲリラや難民、亡命者が敵をよくいうわけではないし、同情を集めて援助を期待する向きもある。また西側外交筋はカブール中心に半径十五キロの区域外に出ることを禁じられているから、ほとんどの情報が未確認だ。現地の日本大使館も『八〇年春、カブール市内のデモで数百人が殺されたというが、それさえ確認できない』という。また、各国指導者でもなかなか会えないレーガン米大統領が、ソ連軍による虐殺を訴えるアフガニスタン難民に会って激励するなど、国際政治の宣伝戦に利用されている面もある。記者の現場ルポや証拠写真が一枚も

ないことも、この種の報道の信頼度に大きな疑問をなげかけている」

との記事があらわれたし、五月五日付でも四日付のニューヨークタイムズ紙の記事をニューヨーク電でこう伝えている。

アメリカが反政府ゲリラを支援

「四日付ニューヨーク・タイムズ紙は、アフガニスタン紛争でレーガン政権が昨年末以来、反政府ゲリラ軍に対する秘密軍事援助を質量ともに増加させている、と報じた。武器はいずれもエジプト内に貯蔵されているソ連製のもので、費用は米国とサウジアラビアが折半で負担しているという。……同紙の報道によると、レーガン政権内で、アフガニスタン問題にどう対処するかについて積極介入派と慎重派に分れて議論が続いていたが、最終的には昨年秋、レーガン大統領がゲリラに対する軍事支援を質量ともに強める、との決断を下した。その狙いは、三年を超えるソ連軍のアフガニスタン進駐をより高くつくものにするのだ、という。しかし、基本的には交渉による紛争の決着という意図は変わっていない。

軍事支援の内容は、それまで反政府ゲリラが入手していなかったバズーガ砲、きゅう砲、地雷、無反動ライフル銃などの補給。昨年十二月、CIAが密命を受け、武器は船と航空機でパキスタンに運ばれ、国境地帯にトラック輸送されている。」

こうして、レーガンに支援された反政府ゲリラ勢力は一九七八年四月以来、学校一八四、病院三一、保健所一一、トラック八〇〇台、農業協同組合集荷場九〇六、工業施設数十、電線四一キロを破壊したという。その破壊の仕方は、反政府ゲリラが無差別な破壊活動におよんでいること、したがってアフガニスタン人民から支持をえていないことを示すものである。もし、反政府ゲリラが商業紙の報ずるように、住民の支持をえているものであれば、こうした破壊活動はけっして効果をあげるものではないからである。

「宣戦布告なき戦争」

商業紙はいずれもアフガニスタンの貧しさを伝えている。西欧のあるいは日本のものさしではかろうとしている。これは根本的に間違っている。なぜなら、アフガニスタンの変革の意義を評価するためには、一九七八年四月の革命以前、この国は経済面でもっとも貧しい後進国の一つであったことを考慮に入れなければならないからである。一九七七年の国民の一人あたりの国民所得はわずか一六二ドル、国連統計の一二九ヶ国中一〇八位であった。食料品の供給もままならず、読み書きのできるのは成人の一割にすぎず、一五〇〇万の人口に医者数は千人少々であった。だから地主の支配を脱し、新しいアフガニスタンをめざして七八年四月、アフガニスタン人民は立ち上がったのだ。革命は生産力をただちに高めはしない。その条件をつくるだけである。その条件を破壊するために反政府ゲリラは無差別な破壊活動に従事しているのだ。こうした「宣戦布告なき戦争」、そして「経済封鎖」はアフガニスタンの貧しい経済に、国の防衛と安全保障のために多くの資金と人的資源をさく必要を強制する。

四月革命は新生活への道を開いた

このような困難のなかでもアフガニスタンの革命はアフガン国民に新生活への道を開いている。その五年間に重要な社会・経済変革を実現しつつある。

(1)約一千万人の農民が総額三百億アフガニ（六億ドル）におよぶ地主・高利貸への隷属的借金から解放された。二九万六千の小作・零細農家が農地改革の実施過程で土地を付与され、政府は農民への援助、種子、化学肥料、農具などを購入するための有利な融資をおこなっている。

(2)労働者・職員の生活向上のためにも多くのことがおこなわれてきた。賃金は全国平均で二六％、低所得者の範ちゅうでは四〇―五〇％引上げられた。国史上はじめて、今年、国家予算に勤労者の社会福祉費として八億アフガニ（一六〇〇万ドル）が計上された。保険事業もこの五年間で大きく発展した。新しい病院や保養センターが建設され、婦人相談所や産院が開設されている。何百もの薬局が開店し、ペスト、コレラ、腸チフスなどのワクチン予防接種が実施され、ジフテリア、百日咳、はしか、結核といった伝染病の予防対策にも力が入れている。

(3)革命後アフガニスタンには労働組合が作られ、組合員の数はすでに一六万人を越えている。青年・婦人団体、芸術・創作団体も組織された。これらの組織は、アフガニスタン人民民主党と協力し、私企業や商人の連合体、愛国主義的聖職者、協同組合とともに、アフガニスタン民族祖国戦線を形成しており、あらゆる国民階層や国内の民族・種族がこれに加わっている。

(4)文盲撲滅闘争はかつてない規模に達した。現在特別講座で六五万人以上が読み書きを学んでいる。数百校の学校が開設され、教材の発行も急激に増えている。しかも国内の二大言語——ダリー語とプシュトゥ語——のものだけでなく、少数民族の言語——ウズベク語、トルクメン語、バルチ語、その他のものも出版されている。

明るい民衆の表情

これを裏付けるのが、四月二三日から五月一四日までアフガニスタンを訪問した日本・アフガニスタン友好協会の三人の帰朝報告である。

田中会長は四月二七日、革命五週三のパレードに参加した印象をこう述べた。

「軍隊をはじめ二〇万人が行進した。軍隊は装備も立派だし規律があった。しかし、印象的だったのは民衆の表情だ。老若を問わず、歓喜していた。官製デモであれば考えられないことだ。貧しいけれども革命国との強い印象をうけた」

また、砂田団員も「アフガン人民の明るく自信に満ちた表情」を強調した。砂田氏は富山の出身。自衛隊の基地・小松を知っている。その経験からカブール空港の模様を「空港には戦闘機、ヘリコプターがあった。しかしその発着は小松くらいのもの新聞報道から予想したほどではない」と軽く一蹴。

治安の改善を实践

さらに一年半ぶりに二度目のアフガン訪問をした野口氏は、前回との対比で、「治安はるかによくなっている。前回いったときは文部省の役人、学生ですら武装してきたが今回は警察関係者以外は武器を携行していなかった。本当か？ と念のために、ボディチェック」したが、それらしきものはなかった」と報告。

これらの事実、アフガン情勢が安定の方向に推移していることを示すものであろう。

資料 カルマル人民民主書記長のメッセージ

日本の労働者のみなさんへ

私が、アフガニスタンの労働者の、心からの革命の挨拶をみなさんにお伝えすることを
お許しください。みなさんの国には、労働者の偉大な手が生みだしたゆたかな文化と芸術、
貴重な文化遺産の歴史があるという私たちの認識は、古くから私たちの中に育てられてき
たものです。現代の日本、とくに二十世紀の歴史と、日本および世界をとりまく情勢が危
機的に進展しつつある現在、みなさんがいま果しておられる大きな任務とたたかいは、
つねに私たちの注目的とならずにはいませんでした。

戦争と軍国主義に反対し、軍備競争とアメリカ帝国主義の軍事駐留に反対する日本のみ
なさんのたたかいは、これからもますます重要な役割をになうようになるでしょう。

過去数十年の歴史をみれば、素朴な人びとも、帝国主義こそが戦争をもたらし、人類
の荒廃をもたらす唯一の原因であることは明らかです。日本の労働者階級、あるいは勤労
者階級および階層のみなさんは、具体的な経験をを通じて、いかにアメリカ帝国主義が人類
の平和な生活と福祉の敵となってきたかを知っておられます。帝国主義の残虐と野蛮は、
悲劇的な原爆投下によって灰燼に帰した広島と長崎の実例を見れば十分に明らかであって、
人類はけっしてそれを忘れることにはないでしょう。帝国主義のこの犯罪が人類に与えた衝
撃について、とくに日本の人びとは完全に理解しておられます。したがって、いま日本に、
平和を求め、核戦争に反対し、日本にアメリカの核基地をおくことに反対する広汎な運動
があることを私たちが知っているのは、けっして偶然ではありません。この運動が力を増
してきたことは、世界の人びとに希望を与えています。

わが国の労働者階級と勤労者のすべて、そして全世界の進歩的な人びとは、日本のみな
さんとともに、アジアと世界の平和をまもるこの大きなたたかいに立ち上がっています。
平和を永続させ、戦争と軍国主義に反対するたたかいの世界的な戦列をいっそう強化し、
団結させてゆくことを、私たちの時代が私たちに命じています。戦争か平和かの問題は、
現代のもっとも重要な問題となっています。文明存亡の危機にある現在、このたたかいは、
なかで、世界の情勢が私たちに示しているのは、平和をどのようにして維持するのかわとい
う痛切な問題です。この大きなたたかいの中で、勝利はかならず労働者のものとなり、平
和を愛する人びとのものとなるでしょう。そのことは、全世界的なたたかいの場における
勢力の基本的な消長が、日ごとに帝国主義と戦争にたいして不利となり、平和と民主、社
会的進歩と社会主義にとって有利なものに変化しつつあることによって、守られているの

です。

日本の労働者のみなさん。

民族民主四月革命五周年を祝ったばかりの、アフガニスタンのまだ若い労働者階級と勤労人民はすべて、社会的進歩への道を決然とふみだしています。帝国主義と反動階級、そしてレーガン政権によってもっとも犯罪的な宣戦布告なき戦争がおこなわれているにもかかわらず、わが国は、どのような挑発的な陰謀も生ずる余地を与えず、国外から持ち込まれる反革命を一掃し、帝国主義と反動の戦争計画の実体をあばき、帝国主義の策動を打破り、まずしさに打ちひしがれてきたアフガニスタン人民のために繁栄する新しい社会をきざこうとして、注目すべき成功をおさめています。そのことは、わが国の人民にとって、大きな歴史的意義のあることです。

困難にみちてはいても、誇りをもって進みつつあるこのたたかいかいにおいて、私たちは決して孤立しているではありません。全世界で、いまやほんとうに革命的で進歩的な勢力は、日本の進歩的な平和を愛する勢力もふくめて、勇敢に私たちとともに立ち上がっています。私たちは、日本の進歩的な諸勢力と人民のみなさんの、この戦闘的な連帯について感謝いたします。アフガニスタンの革命を支持することによって、みなさんは、とりもなおさず、正義と公正、進歩と民主、平和と人道のめざすものを支持しておられるからです。

アフガニスタン民主共和国は平和を愛する国です。わが国は外交政策の基本をまもり、各国が相互に内政に干渉せず、主権と民族の独立を尊重し、同権と互恵に関する諸原則に立脚して、社会的経済的体制を異にしつつも、平和的に共存してゆくことを望んでいます。革命の五年間に生じたいっさいの出来事は、まさしくこれを裏書きしています。

わが国の労働者が世界の平和の確保をめざし、戦争に反対するたたかいをみずからの責務としておこなっていることは、そこに日本人民のみなさんと私たちをむすぶ、共通の力づよい理由があることを示しています。平和のためにたたかう人びとのすべてが連帯することは、その中でその二つの国の人民である私たちが、ひとつの価値ある場所にとともに立つことであり、それが私たちの勝利につながることを確信します。この団結をいっそう強化して、世界の平和確保への歩みを促進しようではありませんか。

アフガニスタン民主共和国の私たちと日本のみなさんとの間にむすばれた友情をさらにつよめ、そこに大きな意義を見いだしていることをくり返しお伝えしますとともに、平和と民主、社会進歩のために大きな任務をになって努力しておられるみなさんが、今後いっそう成功を収めてゆかれますよう、心から願ってやみません。

兄弟の挨拶をもって

二九八三年五月

アフガニスタン人民民主書記長

アフガニスタン民主共和国革命評議会議長

バブラク・カルマル

◇富山県農協労からの報告◇

経営者がマイツタというまでたたかうぞ

富山県農協労では五月一四日、今春闘第八波の二四時間ストライキを打ちぬき、五月二〇～二一日の四八時間ストライキを背景に経営者に結着をせまるたたかいを進めています。五月一七日現在、三七支部（三七農協、三株式会社）中、一八支部で春闘妥結、一万一四八円（六・九％）となっています。ところが、現在残っている支部は、昨年までは、けん引者の立場で私たちの運動の先頭に立ってたたかって来たところで、かつその地域の支部の相場作りを進めてきたところをたいする賃金押え込みを狙い、四月二二日の五・三％（八七五〇円相当）の回答で、ガンとしてゆずろうとしていないことによるものです。そのため、地域の中小合併、未合併農協にたいする回答も遅れ、解決が延ばされてきているものです。

経営者の攻撃は、農協の賃金水準は民間並みになったこと、年間一時金が、六ヶ月以上であることなどを理由に、県内の農協労働者の賃金を押え込もうというものです。

また、三五歳～三三万、年齢別賃金要求として、平均六万四、〇〇〇円の要求をしています。また、これらにたいしても、「とんでもない要求」「しゃばらない要求」として、私たちの賃金の安いことをぬきに現状の労働運動、今春闘の情勢を背景に攻撃をしかけ、私たちの賃金（年収）等を、農家へ配るなどの攻撃をかけてきています。また三月三十一日を皮切りに、四月八日（半日）、一四日（半日）、二〇日（半日）、二三日（二四日）、二七日（二四日）、五月一日（半日）、五月一四日（二四日）、さらに五月二〇～二一日（四八日）スト予定など、ストライキでたたかうという私たちにたいし、ストライキをしても出さないという対応、さらに「ストライキをしているのはお前たちだけだ」「闘争至上主義」と攻撃し、地域住民等にたいしても悪宣伝をおこない、私たちからストライキを取り上げようとしてきています。

とくに、金融合理化阻止闘争と銘打ってたたかった、データー通信導入反対のたたかい後、今年二月に設置された労務問題研究所（専従者四名、理事四名）を中心に、私たちにたいしての職能給導入、労務対策等を強化してきています。そうした経営者側の意志統一が、今春闘の押さえ込み攻撃となっているものと考えられます。

こうした攻撃にたいし、金融合理化闘争によって春闘前段の取り組が不十分であった私たちも、マスコミ、経営者の連日の低額宣伝にもかかわらず「なんでガマンしなければならんのか」「経営者がマイツタというまでたたかうぞ」と、果敢にたたかう決意で臨んでいます。なかには「支払能力はいわれないが、ある理由で出せない」など、経営者の意思統一があることをほのめかす経営者があり、「財布は別々だといっておきながら今度は別だとかまったく許せん」という仲間の怒りかかっています。

一昨年、昨年と要求実現にむけて、八～一二％の賃上げを勝ち取ってきたことにたいし、県の指導でも人件費の上げすぎという指摘を鑑査に指摘されたり、一定の攻撃がされてきています。農協経営者がますますその本質を明らかにし、階級的に出てきてることが明らかになってきています。私たちも当面のたたかいの勝利と社会党、社青同の増という本来の組織作りにもむけ、精いっぱいたたかいかいぬく決意で毎日の行動に飛び回っています。